

政令第一〇八号

警察庁組織令の一部を改正する政令

内閣は、警察法（昭和二十九年法律第百六十二号）第二十六条第三項の規定に基づき、この政令を制定する。

警察庁組織令（昭和二十九年政令第百八十号）の一部を次のように改正する。

第五条第一項中「六人」を「五人」に改める。

第三十条に次の一号を加える。

五 重大な犯罪を防止し、及びこれと戦う上での協力の強化に関する日本国政府とアメリカ合衆国政府との間の協定の実施に関する法律（平成二十六年法律第五十七号）第二条第一号に規定する合衆国連絡部局との連絡に関すること。

附則第二項を削り、附則第一項の項番号を削る。

附 則

この政令は、平成二十七年四月一日から施行する。ただし、第三十条に一号を加える改正規定は、重大な

犯罪を防止し、及びこれと戦う上での協力の強化に関する日本国政府とアメリカ合衆国政府との間の協定の  
実施に関する法律（平成二十六年法律第五十七号）の施行の日から施行する。

## 理由

警察事務の実情に鑑み、警察庁長官官房に置かれる参事官の数を五人とするほか、重大な犯罪を防止し、及びこれと戦う上での協力の強化に関する日本国政府とアメリカ合衆国政府との間の協定の実施に関する法律の施行に伴い、警察庁刑事局組織犯罪対策部国際捜査管理官の所掌事務を変更する等の必要があるからである。